

平成 30 年度 第 1 回新潟市社会福祉審議会

日時： 平成31年3月25日（月）午後2：00～

会場： 白山会館 大平明浄の間

（司会）

定刻になりましたので、ただ今より、「平成 30 年度 第 1 回新潟市社会福祉審議会」を開催いたします。本日はご多忙の中、お集まりいただきまして厚く御礼申し上げます。本日、司会を務めさせていただきます、福祉総務課課長補佐の高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

はじめに、昨年 3 月に開催した前回の審議会以降に新たに委員となった方を紹介させていただきます。新潟市小学校長会会長、政谷英樹委員でございます。

（政谷委員）

新潟市小学校長会の会長をしております、浜浦小学校の政谷英樹です。よろしくお願ひいたします。

（司会）

ありがとうございました。続きまして、配布資料のご確認をお願いいたします。使用いたします資料は、本日机上配布してあるものと、先日郵送し、ご持参をお願いしたものがございます。はじめに机上配布させていただいた資料から確認させていただきます。

まず、次第でございます。次に委員名簿でございます。次に本日の座席表でございます。次に資料 3 「児童福祉専門分科会資料」でございます。最後に、「今回の会議におきます意見について」が 1 枚となっております。本日の会議終了後に、委員の皆さまから何かご意見等いただけるようであれば、後日、この表紙、またはメール等で結構でございますので事務局に提出いただきますようお願いいたします。

続いて、事前に送付させていただいた資料の確認をお願いいたします。資料 1 といたしまして「福祉部の平成 31 年度当初予算事業説明書」、資料 2 といたしまして、「こども未来部の平成 31 年度当初予算事業説明書」でございます。以上、不足がございましたら、事務局にお申し付けください。よろしいでしょうか。

では、続きまして、会議の公開および議事内容の取り扱いについてご説明いたします。本市の指針によりまして、会議は、原則として公開することとしており、この審議会につきましても傍聴が可能となっております。そして、会議の内容につきまして、後日、議事概要を作成し、ホームページなどで公開させていただきます。会議内容作成のため、録音させていただきますことをご承知ください。

なお、本日は 32 名の委員のうち 22 名の委員の皆さまがご出席されております。新潟市社会福祉審議会条例第 4 条第 3 項に定めた委員の過半数を超えておりますので、この審議

会が成立していることをご報告いたします。

それでは、これより丸田委員長を議長とし、議事を進めさせていただきます。丸田委員長、よろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

では、委員の皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。次第に従いまして議事を進めてまいります。

はじめに、2.報告の(1)「平成31年度の福祉部・こども未来部の主要事業について」であります。内容については事務局から説明をしていただきます。委員の方々からのご質問につきましては、各課の説明が全て終わりましたからお受けしたいと思います。

では、福祉部になります。福祉総務課から説明をお願いいたします。

(福祉総務課長)

福祉総務課長の野本と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、はじめに福祉部全体の予算を含めましてご説明させていただきます。お配りしてあります資料1「福祉部の平成31年度当初予算事業説明書」をご覧ください。まず1ページでございます。

歳入についてです。福祉部全体の平成31年度一般会計予算額は一番上の行、324億1,634万6,000円で、前年度比は105.0%となっております。また、国民保健事業会計などの特別会計を含めた合計では、一番下の行、1,953億8,509万7,000円と前年度に比べて103.1%となっております。

次に2ページをご覧ください。歳出になります。福祉部全体として一般会計が一番上、716億5,408万4,000円。前年度に比べまして103.7%となっております。特別会計を加えた合計では、一番下、2,346億416万1,000円と、前年度に比べて103%となっております。ここには記載されておきませんが、本市の全体の一般会計予算は3,922億円ということになっております。福祉部が占める割合は歳入で約8%、歳出が約18%となっております。

続いて、審議会の所管する福祉関係事業についてご説明させていただきます。資料には保険年金課の事業もありますが、その部分については省略させていただきます。

それでは、福祉総務課の業務についてご説明いたします。恐れ入ります1ページにお戻りいただいて、歳入でございます。福祉総務課の業務であります。歳入予算132億6,723万8,000円、前年度と比べまして97.4%となります。2ページの歳出になりますが、同じく福祉総務課の業務、歳出予算188億2,972万1,000円、前年度と比べまして、97.8%となっております。減額の主な要因といたしましては、歳入歳出ともに生活保護費の減によるものです。

続きまして、福祉総務課所管の主要業のうち、主なものをご説明いたします。3ページをご覧ください。一番上の生活困窮者自立支援事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、

仕事や住まいに関することなどさまざまな課題を抱え、生活に困窮する方を支援するもので、支援を必要としている方への相談窓口を設置し、包括的かつ継続的な支援を行う生活困窮者相談支援事業や、貧困の連鎖を防ぐため生活保護世帯のほか、生活困窮世帯、一人親世帯の主に中学生に学習の機会や居場所を提供し、学習意欲の喚起と学習習慣を身に付けるための支援を行う子どもの学習生活支援事業などを行っております。また、来年度から新たに家庭改善支援事業を実施いたします。こちらは自身の家庭状況の把握が困難な生活困窮者及び生活保護世帯に対しまして、家庭収支の改善が家庭管理部分の向上を支援し、自立した生活の定着を図るものでございます。

続きまして、1つ飛ばしまして、民生委員・児童委員活動費でございます。こちらは各地区の民生委員児童委員協議会及び1,375人の民生委員・児童委員と民生委員協力員の活動を支援するものです。今年度の12月には3年に一度の一斉改選がございますので、9月ごろに民生委員審査専門分科会の開催を予定しているところでございます。

続きまして、地域福祉の実践でございます。現行の地域福祉計画が2021年度に更新となります。更新に向けての取り組みなど地域福祉計画策定にかかる事業費を計上するものです。地域福祉計画策定スケジュール、下の部分の表をご覧ください。

平成31年度になりますが、8月から9月ごろに地域の実態把握のためアンケート調査を実施します。また、10月に地域福祉計画策定推進委員会を立ち上げ、3月に社会福祉審議会全体会にて中間報告をすることを予定しております。翌年の2020年度でございますが、7月に社会福祉審議会委員の一斉改選を行い、開催される全体会にて中間報告をさせていただきます。また、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施します。そして、3月には策定推進委員会で策定しました素案を社会福祉審議会全体会にて報告し、計画を確定することを予定しております。

続きまして、4ページをご覧ください。下から2番目の生活保護扶助費等でございます。生活保護世帯は微増傾向にありますが、中でも高齢化の進展もあり、高齢者世帯が伸びており、その割合は全体の半数近くとなっております。平成31年度は月平均で9,327世帯、人員を1万2,011人と見込んだ予算となっております。今後も生活に困窮している方々の最低限度の生活を保障するとともに自立支援に取り組んでまいります。以上が、福祉総務課の予算の概要でございます。よろしく願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

続きまして、障がい福祉部からご説明をお願いいたします。

(障がい福祉課長)

障がい福祉課長の長浜と申します。よろしく願いいたします。それでは、障がい福祉課の説明をさせていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。当課所管の歳入予算総額は130億2,615万1,000円

で、前年度比で約 8 億 3,000 万円の増、率にして 6.8%の増となっております。増額の主な理由といたしましては、介護給付費等事業の増に伴う国・県の負担金が増加していることによるものでございます。

次に 2 ページをご覧ください。当課所管の歳出総額は 216 億 3,924 万 3,000 円で対前年度比で約 12 億円の増、率にして 5.8%の増となっております。これは主に介護給付等事業及び就労支援事業の増などによるものでございます。

次に、資料の 5 ページをご覧ください。障がい福祉課の主な事業でございます。はじめに一番上の共生のまちづくり条例関連事業といたしましては、全国障害者芸術・文化祭にいがた大会の開催や手話言語条例の制定を踏まえ、障害者アート等を活用しながら共生のまちづくり条例や障害に対する理解の向上に取り組むとともに子どもたちから手話への理解を深めてもらうための取り組みを実施いたします。

次の介護給付等関連事業は、ヘルパー派遣、短期入所、移動支援、グループホーム、入所及び通所施設利用などにかかるもので、特に生活介護を初めとした障がい福祉サービス給付費のほか、児童発達支援、放課後等デイサービス事業など、障がい児通所支援給付費の伸びが大きくなっております。

次の強度行動障がい者（児）支援職員育成事業は、引き続き本市独自の現地研修を行い、強度行動障がい者（児）に対して適切に支援できる事業所職員を育成してまいります。

次の日常生活用具給付事業は障がい者・児が日常生活を容易に過ごすために必要な用具を給付するもので、平成 30 年度から補聴システムの給付を行うなど、今後も社会的経済的な変化を踏まえ、適宜、給付品目の見直しを行ってまいります。

次の 6 ページ、障がい者基幹相談支援センター事業でございます。障がい者基幹相談支援センターにおいて障がいのある方からの相談や情報提供などの支援を行うほか、共生のまちづくり条例で禁止されている障がい等を理由とする差別相談にも応じ、障がいのある方が安心して地域で暮らせるよう引き続き取り組んでまいります。

次の障がい者就業支援センター事業では、障がい者就業支援センターこあサポートの就業支援員を 1 名増員し、特に雇用率の低い中小企業への企業訪問や増加する登録者と企業とのマッチングに力を入れ、関係機関と連携しながら、さらなる障がい者雇用の促進を図ってまいります。以上でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

続きまして、高齢者支援課からご説明をお願いいたします。

(高齢者支援課長)

高齢者支援課長の栗林でございます。よろしくお願いたします。それでは、当課所管における事業を説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

一般会計の高齢者支援課の歳入は 14 億 6,318 万 9,000 円、前年度と比較して 118.6%の

増となっています。また、歳出は2ページになりますが、34億2,752万6,000円となり、前年度と比較しまして、20.6%の増となっています。増額の主な要因は小規模特別養護老人ホームの建設事業などの増によるものです。

次に介護保険事業会計の当課所管分です。1ページの歳入合計は3億7,431万3,000円、前年度と比較して73.4%の増となっています。また、歳出は2ページになりますが、3億1,590万6,000円で、前年度と比較して13.8%の増となっています。増額の主な要因は地域支援事業費の増によるものです。

主要事業につきましては、一般会計分が7、8ページ、介護保険事業会計が13、14ページになります。

それでは、一般会計からご説明をいたします。7ページをご覧ください。はじめに7ページの中ほどの地域における相談・支援体制の充実です。高齢者虐待防止事業は緊急保護施設の確保、また、要養介護施設での虐待防止を図るため、施設管理者向けの研修を行います。

次に8ページ中ほどに記載しております介護サービス基盤の充実です。地域包括ケアシステムの深化・推進していくため、第7期介護保険事業計画に沿って、地域密着型サービスによる介護基盤のきめ細やかな整備を進めていきます。小規模特別養護老人ホームは秋葉区に1か所、西区に2か所、計3か所。次のグループホームは北区、東区、中央区、秋葉区に各1か所の計4か所、次の小規模多機能型居宅介護拠点は、北区、東区、中央区に各1か所、西区に2か所で計5か所を予定しています。次の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、全市を対象として1か所の整備を予定しています。次の介護療養型医療施設等転換整備支援事業は、介護療養型医療施設3施設について、介護医療院への転換整備を行うものです。

次に、介護保険事業会計についてです。13ページをご覧ください。介護保険制度の円滑な運営についてです。介護専門職人材確保支援事業は、市内に介護サービス事業所を有する法人が行う研修に対し、助成するものですが、介護従事者の定着、人材確保や一定の支援をさらに進めるため、予算額を200万円から300万円に増額をして実施いたします。

次に、自立した生活への支援についてです。成年後見制度利用支援事業は、認知症高齢者で助成を受けなければ制度の利用が困難と認められる方を対象に申し立てにかかる費用や後見人への報酬を助成します。近年、利用件数が増加しており、引き続き、高齢者の権利擁護と法的地位の安定に取り組んでまいります。

14ページをご覧ください。在宅介護支援の徘徊高齢者家族支援サービス事業ですが、若年性認知症の方にも制度をご利用いただけるよう対象年齢を40歳以上へ拡大をして実施いたします。私からの説明は以上となります。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

続きまして、地域包括ケア推進課からご説明をお願いいたします。

(地域包括ケア推進課長)

地域包括ケア推進課長の関です。当課の事業についてご説明をしたいと思います。

まず1ページと2ページ、総括表でございます。私どもの課も一般会計と特別会計の2つがございます。一般会計の歳入でございますが、31年度の当初予算額は513万5,000円、前年度比較では83.8%。そして、一般会計の歳出、右側になりますが、こちらが6億2,188万円、前年度比では103.8%になっております。

下段の介護保険事業会計でございますけれども、地域包括ケア推進課分としまして、歳入につきましては27億2,077万7,000円、前年度比較では102.7%。歳出につきましては35億2,795万2,000円、前年度比較は102.8%となっております。一般会計の歳入だけがマイナスという状況になっておりますけれども、こちらにつきましては、認知症介護技術の向上研修というのを各種やっておりますけれども、その定員を精査したことによる減ということになります。それ以外の増につきましては、いずれも総合事業の対象者の増に伴う増加ということになります。

それでは、個別の事業についてご説明を差し上げたいと思います。恐れ入りますが、9ページをお開きいただきたいと思います。当課の一般会計の主要事項ということになります。一番上、地域の茶の間助成事業につきましては、月1回開催、月2回以上開催する地域の茶の間に対する補助制度になります。その下、認知症高齢者等地域支援推進事業、さらにその下の認知症介護実践者等養成事業につきましては、いずれも認知症に関する事業でございます。認知症サポーターの養成ですとか、介護事業者の職員に対する研修などが、こちらになります。

次、飛びますが、15ページをお開きいただきたいと思います。15ページ、16ページ、17ページの3ページが私どもの課の事業ということになります。一番上の介護予防・生活支援サービス事業につきましては、介護保険事業会計の主要事業ですけれども、総合事業における訪問型あるいは通所型のサービスにかかるものでございます。

1つ飛びまして、3つ目になりますが、フレイル予防事業です。こちらはかつこ書きにありますとおり、新規ということで次年度からの新規事業ということになります。これは健康な状態と要介護状態の中間である、いわゆる虚弱(フレイル)を予防し、健康寿命を延伸するということを目的にしまして、東京大学高齢社会総合研究機構の開発したフレイルチェックを使ったフレイル予防を推進する事業ということでございます。31年度につきましては、中央区でモデル的な形で、まずはスタートするというところで考えております。

続きまして、16ページの一番上の事業、地域介護予防活動支援事業につきましては、先ほど一般会計で地域の茶の間のお話をしましたけれども、こちらの特別会計では週1回以上開催する地域の茶の間に対する補助事業ということになります。

それから、1つ飛びまして、地域包括支援センター運営事業でございます。こちらがかつこ書きで拡充ということになっておりますけれども、拡充事業ということで、こちらは事業名の通り、地域包括支援センターの運営にかかる経費ということになりますけれども、職員の欠員の解消ですとか、あるいはサービスの質の向上を図ることを目的といたしまし

て委託料の見直しを行ったものでございます。

それから、一番下になりますが、訪問型生活支援モデル事業になります。こちらも新規事業ということになります。生活支援が必要な人の自宅等で支援サービスを行うことのできる担い手を育成する助け合いの学校というものを開催するとともに、「実家の茶の間・紫竹」で実践的な活動を行うことにより地域における支え合いを広げていこうというものでございます。

続きまして、17 ページをご覧くださいと思います。17 ページ一番上の事業でございますが、認知症初期集中支援推進事業でございます。こちらは継続事業でありますけれども、認知症にかかった方の初期集中支援として、医療や介護につながっていない方などに対応し、早期に必要なサービスにつなげるためのチームを設置しまして、早期に必要なサービスにつなげようというものでございます。こちらは平成 29 年まではモデル実施ということで、2 チームで実施してきたところですが、今年度からチームを全部で5 つということで増設をしまして、全市域で展開を始めたところです。ただ、全市域での展開を開始したのは、年末に近い状況ですので、本格的な活動は 31 年度からということになろうかと思えます。簡単ではありますが、私からの説明は以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。続きまして、介護保険課からご説明をお願いいたします。

(介護保険課長)

介護保険課長の清水です。介護保険課所管分について説明いたします。1 ページをご覧ください。

一般会計の歳入ですが、前年度比 386%増の 4 億 272 万 8,000 円、主な要因は低所得者保険料軽減に伴う国と県の負担金受け入れ額の増によるものです。2 ページをご覧ください。歳出は前年度比 8.7%増の 117 億 9,447 万 6,000 円で、主な要因は介護保険事業会計への繰出金の増によるものです。

続いて、介護保険事業会計です。1 ページに戻ります。歳入は、前年度比 3.7%増の 776 億 5,352 万 3,000 円で、主な要因は保険給付費の増や低所得者保険料軽減に伴う繰入金金の増によるものです。2 ページをご覧ください。歳出は前年度比 3.9%増の 768 億 8,608 万 1,000 円で、主な要因は保険給付費の増です。

それでは、主な事業について説明します。10 ページをご覧ください。一般会計の介護保険サービス利用料助成事業は、社会福祉法人等が行う低所得者の利用料軽減に対して助成を行うものです。続いて、飛びますが、18 ページをご覧ください。

介護保険事業会計です。はじめに保険給付費は総額で 749 億 4,933 万 9,000 円を見込んでいます。次の要介護認定関係研修事業は、認定審査会委員や調査員の研修経費です。次の介護相談員派遣事業は、特別養護老人ホームなどに介護相談員が訪問し、利用者と事業者の橋渡し役になり、質の向上を図るものでございます。次の介護給付費適正化事業は、

サービス利用者に利用状況等を送付し、内容や費用等の確認をしていただくものです。以上です。終わります。

(丸田委員長)

ありがとうございました。では、この後、こども未来部に移ります。まずこども政策課からご説明をお願いいたします。

(こども政策課長)

私からはこども未来部年間予算及びこども政策課の予算と事業について説明いたします。恐れ入りますが、こども未来部の当初予算事業説明書の1ページをお開きください。

1. 歳入、一般会計、予算総額が約319億9,200万円、前年度比較107.4%となっています。そこに母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計を加えまして、こども未来部全体で約323億8,900万円、前年度比107.1%となっています。

次に、下の2. 歳出、一般会計、予算総額が約506億4,600万円、前年度比較104%となっています。そこに母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計を加えて、こども未来部全体で約510億4,400万円、前年度比103.9%となっています。

続いて、こども政策課の予算について説明します。同じページの上、1. 歳入、一般会計の下のこども政策課ですが、予算総額は約20億6,600万円、前年度比96.6%になっています。次に2. 歳出の一般会計、予算総額が約30億7,800万円、前年度比較97.6%となっています。歳入及び歳出の主な減額理由としましては、放課後児童クラブの施設整備費の減によるものです。

次に、主な事業を中心に説明します。2ページをご覧ください。はじめに上から2つ目の事業、子ども・子育て支援事業計画策定事業のところです。今年度実施しましたニーズ調査の結果を踏まえまして2020年度からの第2期の計画を策定いたします。

次に、2つ飛んで、にいがたっ子すこやかパスポート事業が新たに4月から聖籠町、田上町と相互の協賛店で利用できるよう広域点検を行います。

続きまして、3ページをご覧ください。放課後児童健全育成事業は公設・民設の放課後児童クラブの運営や整備にかかる経費です。利用児童数の増加に対応するとともに待遇改善による支援員の人材確保や労働意欲の向上を図るため、運営費を増額し、受け入れ体制の強化を図ります。施設整備については平成31度は8カ所を整備し、受け入れ体制の強化と施設環境の向上を図ります。こども政策課の説明は以上です。

(丸田委員)

ありがとうございました。続きまして、こども家庭課からご説明をお願いします。

(こども家庭課長)

こども家庭課でございます。それでは、私からこども家庭課の説明をさせていただきます。

す。資料1ページをご覧ください。

上から2番目にあります子ども家庭課、平成31年度当初予算額でございますが、約110億9,000万円、前年度と比較しまして0.8%のなっております。

次に、下の歳出をご覧ください。一般会計、同じく上から2段目子ども家庭課となりますけれども、予算総額は約187億4,000万、前年度と比較して4.2%の増額となっております。歳入の主な増額理由といたしましては、児童扶養手当の給付にかかる国の負担金の増額によるものとなっております。歳出につきましては、同じく児童扶養手当、こちら、制度改正によりまして、支払回数が変わることによる増額、合わせて子ども医療費助成の対象者の拡大によるものとなっております。

それでは、主な事業について説明いたします。4ページをご覧ください。

はじめに、安心して妊娠・出産できる環境の整備のうち上から3つ目になります。妊娠・出産サポート体制整備事業とか各区の妊娠子育てほっとステーションに助産師・保健師等の専門職をマタニティナビゲーターとして配置し、妊娠や子育てに関する悩みに対して専門的な見地から相談支援を実施し、1人で悩まない育児を支援いたします。

続きまして、5ページをご覧ください。下のほうにあります子育て家庭への支援のうち、一番下にあります妊産婦及び子ども医療費助成、これが平成31年4月より子ども医療費助成のうち通院にかかる助成対象を現行の小学校6年生から中学校3年生までとし、子育て家庭への医療費にかかる負担軽減をはかります。

次に6ページをご覧ください。真ん中、ひとり親家庭への支援でございます。1つ目の児童扶養手当の給付では、国の制度改正により11月の支給分からこれまで年3回の支払月であったものを年6回に変更して支払いを行ってまいります。そして、一番下になりますけれども、母子家庭就労対策支援事業では、ひとり親家庭の経済的自立のため、ひとり親家庭等就業自立支援センター事業で就労情報の提供や就労相談を行うなど、引き続き就労支援を行ってまいります。

次に7ページをご覧ください。発達障がい児の支援でございます。1つ目の発達障がい児支援体制整備事業では、障がいの疑いがある段階から児童やその生徒に対して身近な地域で支援ができるよう療育教室や福祉による相談などを実施するほか、保育園、幼稚園などの保育士を対象に発達支援コーディネーターを養成するなど支援体制の充実に努めてまいります。

最後に、特別会計について説明いたします。1ページにお戻りください。1ページ、当予算統括表でございますが、合計欄の上になります。母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計になります。予算総額は歳入歳出ともに、約3億9,800万円で、前年度と比較して87.3%となっております。減額の理由につきましては、少子化及びひとり親家庭の減少による貸付件数の減によるものでございます。貸付事業では、ひとり親家庭への支援として高校や大学への進学など一時的な支援を必要とするひとり親家庭に対して、福祉資金を貸し付け、経済的自立と生活意欲の助長を図るものでございます。以上、これらの主な事業に加えまして、引き続き、資料に記載の各事業に取り組み、子どもの支援体制の充実に努めてまい

ります。私からの説明は以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。続きまして、児童相談所こども相談課長からご説明をお願いいたします。

(こども相談課長)

児童相談所こども相談課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

資料の配布はございませんが、新年度の組織体制などについてご説明いたします。昨年4月から家庭支援課及びこども相談課とする二体制を導入し、児童福祉司など4名も増員しましたが、さらなる体制強化を図るため、新年度から児童福祉司、児童心理士を各2名ずつ導入し、職員全体で74名から78名の編成となります。また、昨年春から弁護士2名が増員されており、児童相談所においては常時1名が常駐しているということで、専門的な知見も活用しながら迅速、適切な対応に努めております。

続きまして、当所所管分の予算について説明させていただきます。資料2の1ページをお開きください。

はじめに、当初予算報告書について、1.歳入、一般会計3段目が当所です。予算総額は2億1,800万円余りで、前年度と比較し、約860万円の減額となっております。次に、下段、歳出の一般会計、同じく3段目が当所のです。予算総額は8億8,890万円余りで、前年度と比較し、1,245万円余り、1.4%の増となっております。主な増額の理由は、児童福祉司、児童心理士などの職員の増員に伴う人件費の増加によるものでございます。

それでは、主な事業を説明いたします。資料2の7ページをお開きください。中ほど、こどもに関する相談体制の充実の1つ目、児童相談所による相談・支援事業は、主に里親家庭や施設で生活している約120人の児童措置費と、児童相談所の管理運営費、全国的に児童虐待が増加する中、今年度は、12月末で当初予定していた相談件数が、約680件で昨年度の年間の虐待内容件数に迫る状況です。また、子どもの安全確保を図るために一時保護を実施しており、昨年度は年間約260人、今年度もさらに上回る状況にあり、退所以降の支援充実を図るため、家族の再統合の強化や一時保護所における養育環境の整備など、喫緊の課題について検討と対応を進めてまいります。

次に、一段下の児童相談所特別支援事業についてです。国は施設入所から里親など家庭療育の優先を示しており、本市はかねてから他都市に比べ、里親委託率が高い状況でした。里親委託の推進にはさまざまな条件に適した里親さんの人材が必要なことから、引き続き、街頭での広報活動や講演会、制度説明会を開催するなど、広く市民の皆さまに啓発活動を実施し、里親登録に努めてまいります。また、児童が安心して里親家庭で生活できるよう、昨年度から実施しているアンケートを引き続き実施し、里親さんが抱える悩みや苦勞に寄り添い、里親療育の資質向上のために研修会も行うなど充実を図ってまいります。児童相談所からは以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。続きまして、保育課からご説明をお願いいたします。

(保育課長)

保育課からです。よろしく申し上げます。

それでは、資料2の1ページをご覧ください。当課の歳入総額が186億1,151万5,000円で前年度比較では約22億円の増、率にしますと、13.4%の増となります。主な理由は無償化に要する経費に対する市の負担分が全額、臨時交付金となるものです。ここで無償化について少し触れさせていただきます。

皆さん、ご承知の通り、来年10月から予定されております幼児教育保育の無償化につきましては、3歳から5歳の全ての児童、0から2歳児の住民税非課税世帯が対象となっております。新潟市では来年度予算の中でその保育料の影響としましては、公立分で9億1,429万8,000円、認可外を含めました私立は24億2,491万8,000円、合計しますと、33億3,921万6,000円を見込んでおります。そのうち、私立につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担になります。公立については全て市の負担となりますが、来年度に限りまして、この市の負担等につきましては、全額交付金で対応するということがうちの予算でございます。ちなみに臨時交付金については15億円の予算となります。

次に歳出になります。資料をご覧ください。総額で279億3,700万6,000円となり、前年度比較で約13億円の増、率にしますと4.8%になります。主な理由としましては公立私立保育園との整備事業費の増加及び病児・病後児保育利用の拡充などによるものです。

次に主な事業についてご説明いたします。8ページをご覧ください。保育事業の充実についてです。はじめに、平成31年度の保育園の数ですが、私立で新たに2園開設する一方で、24園が認定こども園に移行するため、保育園は76園、公立が86園で合計162園となります。また、認定こども園については2園が開設するほか、保育園などからの移行により28園が減となり、公立1園を含めまして90園となります。地域型保育園は小規模保育事業が4施設増加し、19施設での実施となります。保育園、認定こども園、地域保育を合わせると271園となります。

1つ飛びまして、病児・病後児保育事業についてです。従来の9施設を合わせまして、来年度は地域にありました南区に病児保育施設を、北区、西蒲区に病後児保育施設を2020年1月の開設に向けて準備を進めていきます。

また1つ飛びまして、保育園等の施設整備です。今年度から進めています(仮称)万代・宮浦乳児保育園及び東地域保健福祉センター整備事業については、2020年3月の竣工を目指しています。また、国の子育て安心プランを活用し、保育ニーズの高い地域において定員確保に向けた施設整備に対して助成を行っております。新設としまして、保育園1園、認定こども園3園、増改築整備として子ども園を3園に助成を行うもので、教育定員25人、保育定員439人、合計464人を定員登録していきます。施設の開設は、いずれも2020年4月の予定です。

9ページをご覧ください。幼稚園の就園奨励が新制度に移行していない私立幼稚園の保護者に対して支援を行うものです。本事業は10月からの無償化の実施に伴い、9月終了となります。今後も多様な保育ニーズに適切に対応できるよう努めてまいります。これで説明は以上となります。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ただ今は、各課から説明をいただきました。この後は質疑応答に入りたいと思います。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。なお、発言をする際は、議事概要の作成の関係もありますので、お名前をおっしゃっていただいてから質問をしていただきたいと思います。大変内容が広範囲にわたっておりますが、特に順序を付けて進行するつもりはありませんので、各課からご質問がありました事柄について、それぞれの委員のお立場からご質問なり、ご意見をちょうだいできたらと思います。では、お願いいたします。いかがでしょうか。

(荻荘委員)

新潟市医師会理事の荻荘と申します。

こども未来部の5ページのですね、非常にこのたびの5ページの、一応我々医師会としても、また、皆さまとしてもこども医療費の助成というのは長年の非常に提案事項で認められて非常にいい方向に向いているのだなと感じておりますが、大変担当の部署は非常にご苦労なさったと思ひまして、本当にお礼を申し上げたいと思います。県内中みてもやっと一番最後にこの中学生の来年の医療費助成が通ったかなという気がしますけど、所得制限なしということなのですが、児童手当とか、他の児童扶養手当なんかにしても、いわゆる負担区分とかありまして、所得制限なしというのはなかなかあり得ない。ところが、このこども医療費助成の場合は、所得制限なしということで非常に画期的だとは思いますが、平成28年の4月から県の補助事業から交付金事業になったはずですね。僕は、今、今度平成31年度からこれが通るのでしょうか、どうしてその平成28年の交付金事業になって、今、補助金事業だといろいろ手かせ足かせがあるのでしょうか、交付金事業であれば、非常にいろいろ使途もフレキシブルに使えるので、そのときに、平成28年の4月にならなかったのかなという気がしておりますし、ここで22億付けたということで、どこでその予算を、正直にお話しになる、このイメージないですか。

(丸田委員長)

分かりました。では、これはこども家庭課長さん、おられますか。

(こども家庭課長)

こども家庭課でございます。今ほどの、こども医療費助成の県の交付金の関係でございますが、新潟市は、政令市になるときに県と協定を結んでおりまして、その協定を結んだ

3年後、平成 22 年度をもって県からの補助金が終了しております。28 年度に県が交付金制度を始めたときに、新たな制度ということで新潟市も新たに仲間に加えてほしいというふうなお話をしましたら、交付金制度の中には入らないというところで、こちらの 5 ページのこども医療費助成のところを見ていただきますと、全額市の財源でやっているというような状況でございます。

(荻荘委員)

十分わかります。ということは別な予算の後ろ盾がなくてもできたということなら、もう少し早くできればよかったのかなという気もしますけど、今回、これによってやはりメリットがあると思いますので、今後、他の事業も後退しないようにと思っております。

(こども家庭課長)

ありがとうございます。

(荻荘委員)

もう一点、よろしいですか。

非常に福祉の分野では人が不足、どこの分野でも不足していると思いますが、今後は民間法の改正で特定技能、今度、今まで E P A、特定技能実習生が入ってくるわけですが、4 月 4 日から。1 号で介護の縮小が認められて、どんどん、どんどん今後は、4 月からは、今、東京に行っても、コンビニに行っても、非常に外国の方が一生懸命働いていらっしゃいますし、地方でも、外国の方が。となると、いわゆる皆さん、政管健保組合に入らざるを得ないから、あまり影響がないと言えないのでしょうか、国民健康保険の徴収とか、医療の給付とか、今後どうにか、どうか何か変わるのかということをご確認ください。

もう一つは、一番聞きたい。法定雇用率の問題なのです。そういう海外の方も法定雇用率の中に当然入るのだと思うのですが、民間での去年の頭から 2.3%に法定雇用率がありましたけど、国が今回の大変な報告を受けて、いわゆる各省庁、予算をそういう法定雇用率に満たさないところは減らすとかいう話が出ておりますが、新潟市の場合は、新潟市全体として法定雇用率を満たしていればいいのか、それとも各区で法定雇用率を満たせばいいのか、もしくは、本当下の段階の事業所、43.5 人。民間だと 43.5 人以上ですから、各事業所あたりの障害者の法定雇用率を認めればいいのかということを知りたいのですが。

(丸田委員長)

それでは 2 点挙がりましたので、最初の 1 点目、これはどなたになりますでしょうか。国保との関係も出てまいりますし、それから外国人の介護人材との関係もございますので、そのことを合わせながらご説明いただける方はどなたになりますでしょうか。

(福祉部長)

福祉部長三富です。まず最初の外国人介護人材の動きでございますけれども、今お話がありましたように、EPAであったり、新たに特定技能の1号とかいう形を国が今追加して、この4月1日から運用を始めるところでございます。それを受けて各自治体の動きでございますけど、県の方としては、この31年度より受け入れにかかる環境整備事業、これが国において創設されてその中で地方自治体の役割というのは決められています。地方自治体の役割としては、中核的な受け入れ施設。これを地域に作って、それで介護技能向上のための集合研修を実施するということが、地方自治体に与えられています。これは県であったり、私ども指定都市であったり、中核市。ここまでが対象になりますが、県がまとめてやる場合は、私どもはあえてやる必要はないという役割分担になります。これについては、県と確認をしながら、たぶん新年度の中で受け入れ体制をどう作っていくかというあたりが、県と統一しながら情報収集していこうと考えております。

障がい者雇用率の関係ですね。それは障がい福祉課長から。

(障がい福祉課長)

障がい福祉課でございます。障がい者の雇用率につきましては、地方公共団体の場合は、市長部局と教育委員会、それぞれ法定雇用率というものが定められておまして、市長部局ですと、雇用率は2.5%、教育委員会では2.4%と定められております。現在でございますけれども、昨年新聞報道でも少しございましたが、新潟市におきまして、事務手続き上の算定誤り等ございまして、市長部局が、今の時点では法定雇用率を満たしていないという状況でございます。今年2月、4月、また4月以降にも採用するというので、今、人事部からは伺っておりますけれども、法定雇用率の算定が6月1日ということになりますので、正式に6月1日時点でどうなるかというのが、今回の職員の総数、分母が変わる部分と、これから採用を予定している人数等で6月1日の時点で法定雇用率を満たせるように、今、努力をしているというところでございます。

(荻荘委員)

外国人の問題については、国民健康保険改定で何か影響が出てくるのかなと、導入とかですね、盛んに今、国が進めていますので、新潟市として何か今後考えているのかと思いまして質問した次第です。

また、法定雇用率の問題で、民間法定雇用率に達していない、1年間ごとに報告して罰金を取られるわけですね。新潟市は取られないのですか。

それに関して、最後に大変申し訳ないのですが、その福祉の予算も16ページの地域包括センターの運営事業で、拡充と書いておまして、8億ぐらい増やすみたいですけど、新潟市で大体たぶん27.8ぐらいの地域包括センターはあるのでしょうか、1カ所でどれぐらい増える。人件費の分ですか。この8億は、どのぐらい、1カ所あたり増やすつもりなのか。

(丸田委員長)

では、これは地域包括の担当課長さんからお願いいたします。

(地域包括ケア推進課長)

拡充ということで、表示をしておりますけれど、地域包括支援センターに配置する職員1人あたりの基本額というのが、今まで年額で440万ということでの算定をしておりましたけれども、これは実は、周りの市町村、あるいは、他の政令市に比べてもかなり低い状態にありました。説明の中でも申し上げましたように、一方では、欠員を生じるというところが結構ありまして、その解消もしたいということもありますし、包括自体の業務の内容というのはどんどん増えていくというところもありますので、この際、その基本額から見直したいというところで、今回予算要求をしまして、従来440万だったものを470万まで増額をしました。その他の見直しとしては、ご存じかと思いますが、それぞれの圏域で高齢者人口というのは違うわけですが、高齢者人口に応じまして、配置する職員に関わらず一律可算をしていたというものがあったのですが、それを廃止しまして、経験年数の多い職員を配置したときに加算を付けましょうということで、加算項目の見直しも行ったというところがございます。

(荻荘委員)

ありがとうございました。大変よくわかりました。ということは、地域包括支援センターは、設置のときから半分、公立と考えてよろしいんですね。

(地域包括ケア推進課長)

はい、そうです。

(荻荘委員)

完全な民間ではないですね、こういうふうな。

(地域包括ケア推進課長)

市の委託です。

(荻荘委員)

全部ですね。

(地域包括ケア推進課長)

そうです。

(荻莊委員)

だから、半官半民みたいな話。

(地域包括ケア推進課長)

はい。

(荻莊委員)

非常に民間ではやりたがらないという傾向がある非常に大変な仕事がある割にはペイできない、費用対効果を含めてなかなかできない。となると、他のある面で介護事業等を含めて行政でやるべき仕事なのかなと、最近、始まってから思っているんですね。ということ、今回も某地区で地域包括支援センターが増えるにしても、結局は、いわゆる半官半民はある程度公設公営でやるような気がしますが、事業者のサービスも、事業者の提供と同じような事務室でやるわけですね。そうすると、中立性も保てないし、そういうことなら一括して地域によっては民間じゃなくて行政がやっているところもありますし、思い切って、予算の関係があるのでしょうか、それが年収 420 万から 470 万に増えたということは、どういうふうにとらえるかはわかりませんが、基本的に大変な運営を強いられているということで、新潟県なかなか皆さん民間でやりたくないということで現実かなあという気がします。以上です。ありがとうございました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

(地域包括ケア推進課長)

すみません。1つ前の訂正をさせていただきます。先ほど、470 万とお話しましたが、大変申し訳ございません。480 万の誤りでございました。1点訂正させていただきたいと思っております。

(丸田委員長)

ありがとうございました。荻莊先生からは地域包括支援センターが抱えております課題も十分認識がとおりで、それを踏まえてのご発言だったかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

では、他の方、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(河原委員)

河原と申します。今の包括支援センターの関連で質問させていただきます。欠員があるセンターがあるかと思いますが、その原因分析は市ではどういうふう考えているか。手当てだけ、基本給だけのことなのか。他に何か資格とかそういうものがないのか、原因、ど

ういうふうに分析しているかをお聞かせいただきとうございます。

(丸田委員長)

では、引き続き地域包括ケア推進課からお願いいたします。

(地域包括ケア推進課)

欠員の状況というのは、これは丸々1年ずっといないということではなくて、一定の期間いない、欠けてしまうというところになるのですけれども、その理由はさまざまあるかと思います。例えば、妊娠、出産ですとか、そういった部分、あるいは、その法人内での人事異動とかによって変わるというパターンもあると思いますけれども、その場合に、すぐ後任の方が配置できず、欠員が一定期間生じてしまうと。これはひとえにやはり人材不足というものが一番大きな要因ではないかというふうに思っております。これは包括支援センターの実情をその運営者に聞いたことがあるのですけれども、なかなかやはり募集をかけても、なかなか応募をしてくれる人がいないという、なかなか見つけにくいという状況にあるという話はお聞きしておりますので、これはたぶん新潟市だけではなくて、全国どこでもというところにはなろうかと思いますが、その人材不足というのが顕著に出てきているのが、1つの原因かなと思っております。

(河原委員)

ありがとうございました。

(丸田委員長)

今の点については、高橋委員さん、現場の方から地域包括支援センターがおいている専門職の欠員をどのように調整していただいているかコメントをいただければと思います。よろしく願いいたします。

(高橋委員)

高橋と申します。今の話の中で、まず欠員が生じる要因としては、職種は特に保健師、看護師の職種が一番補充しにくいというのが現状かと思います。かなり状況に縛りがありましたので、そういう意味でも、かなり欠員が出たときに補充するのが困難であるというところは、今、私自身、事業経営させてもらっている立場としては感じます。

もう一つは、先ほどのご質問の中でやはり業務がかなり過多になっておりまして、やはりどこの法人も手を挙げないという背景は多分にあるのだろうと思います。当センターの実情で申し上げれば、超過勤務なんかもかなり拒絶せざるを得ない状況で、もう一日じゅう電話が鳴りっぱなしという現状が、今起きています。職員ももうすでに外に訪問等で、事務所の中にいることはかなり限定的になっているというふうなところで、私自身が今経営に携わらせてもらっている包括支援センターも、いわゆる超過勤務をどのように減少し

たらいいかと。今後、働き方改革というふうなところを考えると、やはり人件費というのは、もうこれから増す一方だと。かつ職員は常に常駐しているわけではありませんので、その辺りの委託費というところを、来年度でしょうかね。増やしていただいたというのは大変ありがたいと思う反面、正直、まだまだ足りないなというふうなところも感じるところはありますので、今後はやはりその業務内容も含めて見直ししていただけるとありがたいかなと思います。以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。委員の方々からも地域包括支援センターにおいては、ベテランになればなるほど業務の過多があって、離職、あるいは転職の1つの要因になっているというリアリティーは事実のようでありますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。鈴木委員さん、先ほど、児童相談所の課長さんから、児童福祉社の増員、あるいは児童心理司の増員というご説明もありましたが、児童虐待を巡る市の課題などについて、もしご意見があれば少しお聞かせいただければと思います。

(鈴木委員)

鈴木でございますが、ただ今の委員長からのご指名でございますけれども、やはりインサービストレーニングと言ったらいいのでしょうか。業務を通じて体験を共有する中で力を付けていくのが結果的には一番の近道ではないかと思っています。せっかくでございますので、子ども虐待とのテーマに結び付けて、5ページのこんにちは赤ちゃん訪問事業について質問させていただきたいと思います。具体的に細かい話で恐縮ですが、資料を持ち合せていなければ後日で結構ですが、生後4カ月までの事業の趣旨で、新潟市さんでは新生児の2カ月までの間に2回やっているという説明でございました。それで、その後、それは2児子の場合には4カ月までに1回訪問するということなのですが、ということは2カ月までの間に2回訪問する。2カ月までの間に2回訪問できた赤ちゃんについては3カ月、4カ月目は一応行かないということよろしいのかですね。逆に今度、次の段で2児子の場合には生後4カ月まで訪問するということですが、この2児子、2カ月までの間に2児子の赤ちゃんについては3～4カ月をかけて訪問するということの理解でよろしいのでしょうか。

その上での質問なのですが、今更で恐縮ですが、新潟市の対象になる子どもはどれだけいて、それで今のお話で2カ月までに実施している子どもの数、赤ちゃんの数が何人なのか、100人いると2児子の3カ月、4カ月まで伸ばして実施せざるを得ない子どもがどれだけいたのか。結果的にその中で、それでも訪問拒否や要支援で地区担当保健師に引き継ぐようになっている子どもの赤ちゃんの数をお聞かせいただきたいと思います。

(丸田委員長)

それでは、まず実施のルールについて各委員と共通理解をしたいものですから、ご説明

いただいて、その後、お手元にデータがありましたらよろしく願いいたします。

(こども家庭課長)

それでは、新生児赤ちゃん訪問、こんにちは赤ちゃん訪問について、こども家庭課から説明をさせていただきたいと思います。

直近の数字でまとまっているのが平成 29 年度となりますので、そちらのほうで説明をさせていただきたいと思いますが、平成 29 年度対象となる生まれたお子さんの数というのが、5,724 人となっております。5,724 人で、このうち訪問をした件数というのは、5,651 人となります。全体で言いますと、98.7%の方について訪問を実施しております。

これは1回目の訪問であります。そのうち2回目3回目が必要になる方というところがあるわけなのですが、訪問の中では育児支援のチェックリスト、あるいは、うつです。エジンバラと言われる質問票、あと、赤ちゃんへの気持ちの質問票といったようなところをお母さんから聞き取りまして、書いていただいたり、聞き取りをしたりして、これらを参考にして2回目の訪問が必要な方というのも出していきます。29 年度で言いますと、継続支援、2回目以降の訪問が必要とこちらで判断した方は 707 人でございます。訪問したうちの 12.3%の方について、2回目以降の訪問、あるいは個別の対応というふうなことでさせていただいております。その 707 人のうち、訪問、いわゆる赤ちゃん訪問ではなくて、もう直接、保健師が対応した件数等もありますので、2回目の訪問につながった方は 554 人ということになります。この 554 人については、いわゆる赤ちゃん訪問で2回目の訪問をいたしまして、また同じようにエジンバラ等をやりまして、もう一回訪問なり、支援が必要だろうということが高得点という方になりますけれども、こちらが 147 人ということで全体の 2.6%の方が2回目の訪問でも何らかの心配があると、引き続きの支援が必要ということで、私どもの方で3回目の訪問、あるいは、個別の支援としております。3回目の訪問で再度のエジンバラを行いまして、全体の 0.3%の方については、まだまだ不安が解消されないといったような状況が見られましたので、地区担当保健師の訪問のほか、状況に応じて、産後ケア事業の利用を勧めてみたり、あるいは、養育支援事業を利用させていただいたりというところで対応をしております。

(丸田委員長)

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(鈴木委員)

特にということで非常に丁寧にやっておられるということはわかりましたけれども、その3回目以降について、いろいろなチェックリストを用いて、スクリーニングされた子ども、赤ちゃんの数については、今のでわかりました。今のどこを取られるのかさまざまな考え方がおありだと思っておりますが、2.6%に相当する 147 人の赤ちゃんを含めて、地域の中で子育てに伴う不安だとか何かを解消するような地域づくりも含めまして、ぜひご尽力い

ただければと思いますが、そこで話が終わってしまわないでと思ってお聞きしたいと思うのですが、先ほどのように 2.6%、147 人もカウントできない 6,000 人弱の子どもの中で市で何らかの形でコンタクトが取れないような、結果的に残る世帯や母子の件数というのは把握しておられるのですか。私は 97%、98%に近いから、それでいいということじゃなくて、残されたその数、割合としては 1～2%に近い、少ない数の子どもたちなんだと思いますが、そこにいろいろな形で支援を必要とするような、あるいは、子育ての困難を抱えているようなさまざまな意味での方が含まれているとすると、その母子というか、親子についても世帯が全体の支援をしているような視点から、数字をマクロでいえば、押さえておく必要があるのだと思いますが、そのところを最後に教えていただけますか。

(こども家庭課長)

先ほど全体の 98.7%について、赤ちゃん訪問で確認をしていますということをお話しさせていただきました。100%に達しない部分というのは、まだ退院できないお子さんです。何らかの病気を持っていて、おうちに帰っていないために訪問ができない赤ちゃん。あるいは里帰りをしていて、赤ちゃん訪問の機会、期間ですね。4カ月とありますけれども、その間に自宅に戻ってこられない方、そういった方が対象となっております。その 98.7%から漏れていた方たちというふうになります。その方たちにつきましても、病院の確認、あるいは、戻ってきてからの赤ちゃんの状況、お母さんの状況が確認というところで 100%の確認をしているところでございます。

すみません。それから、先ほど 147 人と全体の 2.6%とお話ししましたが、こちらの訪問で確認ができなかった方ではなくて、訪問した中で 3 回目も訪問が必要と判断した人数となっております。

(丸田委員長)

はい、いかがでしょうか。

(鈴木委員)

最終確認、恐縮ですが、結果的にはその 3 カ月、4 月にこだわらないで新潟市の赤ちゃんについては、今のような消息はどうだかということも含めて最終的には 100%わかっているということで理解してよろしいということですね。

(こども家庭課長)

はい。赤ちゃんの様子は随分いろいろな状況がありますので、その状況に合わせて、訪問だけではなくて、状況を確認をしているというところでございます。

(鈴木委員)

非常に丁寧に説明いただいてよくわかりました。ぜひこういうことを発信して行って、

新潟市で生まれた赤ちゃんはこれだけ幸せになるんだというようなポジティブなメッセージを発信していくことも、私は、今のお話をお聞きしていて感じましたのでよろしく願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。新潟市においては、日本一子育てしやすいまちづくりの環境が整っていることをぜひ行政からも、県内外に向けて発信をしていっていただきたいというメッセージでありましたので、課長さん、よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。医療費助成のご質問がありました。それから、地域包括支援センターの運営、欠員の確保に関する質問が出ました。今また、こんにちは赤ちゃん事業に関する質問がありました。では、河原委員さん、お願いいたします。

(河原委員)

河原です、すみません。こども未来部の8ページの一番下です。資料3にも関連するかもしれませんが、資料8ページで。

保育園等の整備の関係で、要保育児童のがどのようになっているかということです。要するに、両親が住民登録をしている区と働いている区で変わってくると思いますが、通勤という仕事の関係で送迎の場所が区によっては違う、自分の住まいと違うところがあると思いますけど、その辺の把握をどういうふうにやっているのか教えていただけたらと思います。

(丸田委員長)

これは、保育課長さん、お願いします。

(保育課長)

保育課長です。河原委員のご質問なのですが、一応保育園のところにつきましては、小学校と違いまして、要は、行政に校区というものがございません。その中で、例えば、一般的なのが、中央区にお住いのお父さん、お母さんが秋葉区、江南区から中央区の保育園に入園なさっているというケースがございます。そこについては全て各区の入園申請の中で一応受付をしておりますので、その中で対応をとっています。

(丸田委員長)

はい、いかがでしょうか。

(河原委員)

そうすると、要保育児を抱えている保護者の方は、区にご相談をすれば希望の他の区でも構わない、要するに実態を把握しているというふうに考慮いたしてよろしいでしょうか。

(保育課長)

はい、入園の受付は全て区でやっておりますので、その段階で空きがあるかないかというのがございますので、はい。

(河原委員)

はい、ありがとうございました。

(丸田委員長)

他にいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(市嶋委員)

市嶋と申します。先ほど中学生の学習支援のお話ございましたけれども、今東区で実施されている様子を先日詳しく教えていただいて、大変いい形で実施されていることがわかりまして、それが今度全市に広がるというご説明をいただきましたけれども、具体的などのような形で実施されるのかお聞かせいただけたらありがたいです。

(丸田委員長)

では、これがわかる課長さんはいらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

(福祉総務課長)

今現在、5区7会場で学習支援を開催しております。そういった中で各区の会場で同じような形で学習支援を行っており、5区ということで、それぞれ各会場に参加しているのですが、これを全市的な対応、私どもとしましては区で、複数会場でできればより望ましいとは思っているのですが、そういった意味での全市対応ということでおっしゃっておるのでしょうか。

(市嶋委員)

東区にこだわりましたのは、先日、県立大学の先生から実際に実施されている様子をお聞かせいただく機会がございまして、大変丁寧に素晴らしい子どもたちの様子等も、それから学生さんのお話も聞かせていただきまして、このような形が各区で実施されたらどんなにかいいことだろうなと思いました。それが、だんだん広がっていくのだろうなということに期待をしております。今、5区ということなわけです。ということは、あと、まだ3区が実施されていないということでしょうか。どちらがまだなのでしょうかね。

(福祉総務課長)

開催していない区は秋葉区と南区、西蒲区、この3区が区の会場としては持っていないのですが、こちらにお住いのお子さんも、例えば、西区とか東区とか近くの会場に行っ

学習支援を受けているといった状況でございます。

(丸田委員長)

はい、いかがでしょうか。

(市嶋委員)

中学生が対象ということになりますと、やはり保護者からの送迎が望めないとなかなか続けることが難しいのかなと考えますので、やはり自分の住んでいる地域に同じ区の中であっても近所でなければ、実は遠いという現実もある中で、区をまたいだところでギリギリのところにお住いであれば、区が違っていても近いという考え方もありますけれども、なるべくやはりそういう機会を全市で均等に設けていただくということが、より子どもに目が向いた支援の形になるのではないかと思いますので、そちらの方向に動いていただけるように希望いたします。

(福祉総務課長)

はい。去年の8月から、実は江南区が今までやっていないところを会場として開催しているところでございまして、こういったこともありますので、私どもとしても、今後、今まだ開催していない区におきましては、その利用の要望等も踏まえた上で拡充なり拡大していきたいと考えていますので、ご意見を承りまして、皆さまが使いやすいような機会を提供していきたいと考えています。

(丸田委員長)

北区は複数地区になっていまして、旧豊栄地区とそれから松浜地区、ここの2会場で実施をしています。行政から委託を受けて区の社会福祉協議会が地区の把握をしながら学習支援をどう進めていこうかという問題意識を持って取り組んでくれていることが大きな要因になっているかと思いますので、ご理解をお願いします。

(市嶋委員)

わかりました。私、主任児童委員をしております、秋葉区に住んでおります。それで、そういうことを地域の希望として積極的に社会福祉協議会さんに声を挙げると。そして、協力できる体制をこちらもやりますよと訴えていくところで実現が見えてくるのでしょうか。

(丸田委員長)

まさにそれぞれの区における主体的な取り組みに向けた関係者の努力という視点だろうと思いますので、よろしく願いいたします。

(市嶋委員)

承知いたしました。

(福祉総務課長)

区役所でも、各区の社会福祉協議会、どちらでも窓口がございますのでご相談いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

では、石橋委員、お願いいたします。

(石橋委員)

石橋と申します。よろしくお願いいたします。1点目は社会福祉協議会の理事として、もう一点は、日ごろ情報コミュニケーション障害がいるうちの方たちを支援する立場で、今回、議員の皆さま、行政の皆さんにも頑張ってください、障がい福祉課の説明4ページ、5ページにあります共生のまちづくり条例の普及啓発ということで、手話言語条例というのが出ました。まだ多くの委員の皆さま、あまりご存じないかと思っておりますので、3月22日の議会で採択されて4月1日施行予定だと思っておりますので、手話言語条例について一言どういふものなのか、ぜひご紹介していただきたいということと、もう一点はお願いと言いますか、地域包括支援センターの見直しというのも出ましたけど、新潟市の社会福祉協議会の理事として、働いている職員の皆さん、各区の社協を含めて地域で、ここは特に介護保険に関する施設運営であるとか、大変厳しい状況であるということのなかで市の行政がやるべき仕事と、社協がやるべき仕事、あるいは各区で担っているものをやはりきちんと整理をし見直しをして、やはり介護保険については各区によっては状況が違いますので、かなり厳しい運営が強いられているという状況の中ですので、ぜひ全体見直しをして、本来やるべきところが担っていけるように、負担がないようにとあって、地域包括支援センターだけでなく、全体的にぜひもう一回整理していただければなというお願いです。2点です。

(丸田委員長)

はい、それではまず手話言語条例に関するご質問がありましたので、できれば県内の実情も踏まえながら障がい福祉課長さんからご説明いただければと思います。

(障がい福祉課長)

障がい福祉課でございます。新潟市手話言語条例につきまして、今ほどの委員からお話があった通り、3月22日の本会議で議決をされまして、4月1日の施行が予定されております。この条例につきましては、新潟県が平成29年12月に条例を定めております。県内では、確か聖籠町が一番最初に作って、今回私ども新潟市は県内だと8市町村目だった

かと記憶をしてございます。内容につきましては、まず目的としましては手話が言語であるというものを広く皆さんから認識をしていただきたいというのが一番大きなところでございます。そういった認識に基づいた上で、新潟市、それから市民、民間業者がどのような役割をしていくかということをやっているという条例でございます。その辺を明らかにしながら総合的かつ計画的に政策を推進して、ろうあ者を初め、手話を必要とする人が手話をしやすい環境を作っていく。そして、全ての市民がともに生きる地域社会の実現に寄与するというのが大きな目的になってございます。私ども市といたしましては、これまでもいろいろと進めてきておりますけれども、これまで以上に手話が言語であるという認識に基づいて手話への理解促進ですとか、手話の普及というものを目指していきたいと考えております。手話通訳者の養成なんかは、これまでもずっと行ってまいりましたけれども、今年度から市職員の新人職員の研修の中で、共生のまちづくり条例に加えまして、手話言語条例についても説明する時間を設けさせていただいて、職員への理解を深めていきたいと考えておるところでございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。石橋委員さん、よろしいでしょうか。

2点目はなかなか難しいことで、要望として受け止めておけばいいのか、それとも社協の理事として社会福祉協議会の課題の1つになっているという問題意識があつてのご発言かと思いますが、これはどうしましょう。要望として受け止めておくのか、それとも、仁多見参事から、もしお話しいただけるのであれば、お願いいたします。

(市参事/地域包括ケア推進担当部長)

私は地域包括ケアを担当させていただいております仁多見でございます。先ほどから、地域包括支援センターの関連でご質問いただいておりますけれども、特に、地域包括支援センターにつきましては、あれは、2006年からでしたか、地域包括支援センターの制度が発足されたのが2006年から。制度当初から比べると、やはり年々地域包括支援センターにおける役割、これが重要性を増してきておまして、特に最近の場合は、共生社会という関連の中で、あるいは、介護保険制度改正絡みの中で、どんどんやはり職員の皆さんの過重な負担というような辺りが出てきたのかなと感じております。特に、包括支援センターの場合は、包括という名称が示す通り、丸ごと関わりというような、特に困難ケースの丸ごとの関わりということがどうしても出てまいりますので、そのために、今ほどお話がありましたように、それぞれの関わりの期間、あるいは、その職種の連携、そうしたことがかかせないのだろうなと思っています。したがって、それぞれに関わっているそれぞれの機関ごとの役割を確認するためのケア会議なんか各各地区で開催されておりますけど、我々行政としても改めてそれぞれの機関の持つ役割を確認しながら、いろいろなケース、それを処理していくのが大事なかなと思っています。特に社協さんばかりではなくて、包括支援センターいろいろな法人さんが運営されておりますので、我々行政としてもそう

した皆さんと役割分担の確認を丁寧にやりながらやっていきたいなと思っております。それと同時に、包括支援センターの果たす役割ということをかんがみて、今後、今回は新年度に向けて制度改正などもさせていただきましたが、まだまだいろいろな点、課題が残っておりますので、引き続き、包括支援センターのあり方、支援のあり方、あるいは、役割のあり方なんかも確認しながら進めていければと思っています。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

(丸田委員長)

よろしいですか。

(石橋委員)

はい。

(丸田委員長)

社協の運営体制については、今日はここで終わりにしたいと思います。

他にはいかがでしょうか。だいぶ時間が押してきておりますので、どちらかいらっしゃいましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、次にまいります。報告に入ります。報告の(2)専門分科会での意見についてになります。こども政策課からご説明をお願いいたします。

(こども政策課長)

私から、児童福祉専門分科会の開催状況について報告させていただきます。お手元の資料3「児童福祉専門分科会開催報告」をご覧ください。

今年度の児童福祉分科会は、平成31年度の新設保育園等について会議開催に代わり、書面での審議を行いました。児童福祉法の規定により、保育園等を開設する場合には社会福祉審議会、児童福祉専門分科会においてご意見を伺うことになっております。今年度につきましては、平成31年度新設保育園等について日程等の都合から3月13日から2日の間、書面での審議を委員の皆さまより行っていただいたところです。

資料の中ほど、平成31年度新設予定保育園等一覧をご覧ください。このたび、保育園として2園、小規模保育事業A型の地域型保育事業所として4園、合計6園の認可申請がりましたが、本件について委員の皆さまからのご意見はございませんでした。

また、本件に関連したその他のご意見として、「新規が増えることはいいことだと思うが、独自の指導法や個性的な園があってもいいのではないかと思う」とのご意見をいただきました。保育園や地域型保育事業所における保育の実施においては、公私問わず、保育指針に基づき、子どもたちが安心して健やかに育つ場の提供を行っていますが、私立の施設においては各事業主体がそれぞれの特色を生かし、保育を行っていることを併せてご報告させていただきます。児童福祉専門分科会につきましては、以上になります。

(丸田委員長)

それでは、ご質問ご意見ありましたらお願いいたします。

(平澤委員)

市保育会の平澤と申します。どうしても発言しなきゃならんということではないのですが、今ほどの報告にをいただきまして、実は私もこの児童福祉専門文化会の委員になるのですが、もし会議がなされていれば、最後に書かれております意見で、今、課長さんからもご説明もありましたのでおおよそ理解いたしました。意見の中の後段の「独自の指導法や個性的な園があってもいいのではないかと思う」という、これは委員の中から出た意見ですので、その委員さんが何を求めていらっしゃるのかちょっとあれなんです。だから、やっぱり文章審議ではでなくて、会議がなされていれば質疑という形で理解が深まったと思うのですが、全く一般の方から意見が出たなら一番あれですが、この分科会の委員から出たということは、今、課長さんからご説明があったことは認可の園なわけですから、指針だとか、要綱だとか、こういうのに準拠するのは当たり前。それ以外のことは、私学であるなら当然と独自性があるわけですので。あるいは、この個性的な園というのはどんなことをおっしゃっているのか、私も当事者といいますか、関わっている者としてはちょっと。あとは細かいことをおっしゃる方がいらっしゃらないからわからないかもしれませんが、今おっしゃったこと以外、ご説明いただけるなら聞きたいということで、はい。

(丸田委員長)

当然の質問かと思いますので、意見の背景にある問題意識とか、建設的な意見に含まれた辺りについて、説明いただけますでしょうか。

(保育課長)

保育課でございます。今ほど平澤委員からお話がありましたように、質問の真意ですね。これらについても、うちのほうもなかなかご本人に直接連絡が取れませんでしたので詳細までは確認しておりませんが、保育の独自性というところをかなり気にされているということをおもっていました。うちの社会福祉の専門部会の中では保育教育の専門の方もいらっしゃれば、公募委員もいらっしゃいます。その中で、ご自分が思った保育園が今後どんどんできあがるにあたって、認可保育園というカテゴリーでやるのはいいんだけど、やはり独自性が大事だよということ、意見をいただきました。

あと、会議の開催につきましては、まだご相談しておりませんが、やはり年度末のこの時期、なかなか委員の皆さまもお忙しくなっておりまして、来年度、部会の開催時期は検討させていただきたいと思っておりますので、それは後ほど部会長通しまして、委員の方とご相談したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

改めてご発言がありましたら、お願いいたします。

(平澤委員)

特に私学、公立の施設も当然ですけど、建学の理念とかいろいろなものを拝見して日々頑張っているということ、また何かの機会に発信していけばより発信していければいいんじゃないかこう思います。会議については、ぜひ早めの開催をお願いしたいと思います。以上でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

今ほど、平澤副委員長さんからのご発言の趣旨に関しては、各委員からも受けとめていただいて、ぜひ理解を深めていただきたいと思いますので、重ねてよろしくをお願いいたします。

他にいかがですか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。以上をもって、全体会議の議題は全て終わりましたが、全体の中でご発言をという方がいらっしゃいましたらお願いをいたします。あと1人2人あれば伺いたいと思います。

挙手がないようであれば、前に進めてまいります、よろしいですか。はい、ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして全体会議を終了させていただきます。ありがとうございました。それでは、司会をお返しいたします。

(司会：高橋補佐)

丸田委員長におかれましては、議事進行いただきましてありがとうございました。また、委員の皆さま、ご審議いただきましてありがとうございました。最後に三富福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

(福祉部長)

福祉部長三富でございます。長時間にわたってご審議をいただきましてどうもありがとうございました。皆さんよりご頂戴いたしましたご意見は真摯に受け止めまして、新年度からも事業の展開につなげてまいりたいと考えております。

今日の新聞にも出ておりましたけど、新しい元号の発表が1週間ということでございます。平成の時代も残り1カ月あまりとなってまいりました。平成の時代については、非常に自然災害が多く、災害への対応、備えというのが改めて思いしらされた時代だったなということでございますし、併せて、国勢調査においては、これは1920年から始まりまし

たけれども、直近の 2015 年の国勢調査において、初めて人口減少という結果が出たという、この 2 つが平成の時代の大きなトピックであったなと感じております。

一般的には人生百年時代と言われております。こういった長寿社会を獲得してきた一方で、支えとなります現役世代、いわゆる生産年齢人口がどんどん落ちていく、新潟市も 2040 年までの間には現役世代が 10 万人近く落ちていく。そういった中で、やはり地域社会での人間関係の希薄化なんていうものも課題の 1 つの大きなものだろうと思っております。こうした諸課題に対応していくためにも、やはり行政と、ここにお集まりの皆さま、いわゆる地域の福祉関係者、医療関係者の皆さま方でしっかり包括的な支援体制を作っていく、そういったことから進めていきたいと思っておりますし、また、市民お一人お一人が地域社会で、生きがいであったり暮らしやすさというのを実感していただきながら、共に社会を作って、いわゆる地域共生社会を作っていくのも大きな柱になると思っておりますし、今日もフレイル予防というお話もさせていただきましたが、健康寿命をしっかりと延ばしていくと。そして、健康でできるだけ長く地域で活躍できる、そういった社会、この 2 つの社会をどう築いていくかというのが、新潟市の大きな課題であると考えております。

こうした人口減少化においては、やはりマンパワー。福祉の世界で言えば、マンパワーの確保というのは非常に大切だと思っております。

それから、社会保障費がどんどん伸びていくということで、その財源確保も大きな課題となつてございますので、そういった限られた人材、限られた資源というものをしっかり有効活用しながら、お子さまからお年寄りまで安心して暮らせる、そんな新潟市にしたい。それは福祉部、それから子ども未来部合わせて、それから新潟市役所全庁挙げて、これから知恵を出し合って取り組んでいきたいと思っております。

最後になりますが、この 3 月末をもって退職、異動するという部課長をご紹介します。まず地域包括ケアの担当部長でございます、仁多見部長が退職となります。

(市参事/地域包括ケア推進担当部長)

今までお世話様でございました。地域包括ケアを担当しております仁多見でございます。私は平成 26 年に定年退職いたしまして、その後、引き続いて、再任用として当審議会の皆さまに 5 年間お世話になってまいりました。この 3 月末をもってやっと言いますか、退職することになりました。この間、この 5 年間の間に、さまざまなことを取り組ませていただいて、1 つは総合事業の制度創設、それから、ささえあいの仕組みづくり。それから、二度にわたる介護保険事業計画の改定作業ということで、本当に委員の皆さまには大変お世話になりました。改めまして心より感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

(福祉部長)

それから、福祉監査、小山課長も退職となります。

(福祉監査課長)

自席で失礼いたします。福祉監査課長の小山と申します。37年間の勤務を終えまして、この3月末で退職、再任用ではございませんので、一市民として皆さまのご活躍、社会福祉審議会での活発なご議論等を見守りたいと思っております。15年ぶりぐらいで社会福祉審議会には出席させていただきましたけれども、わずか2年ではございましたが、いろいろ勉強させていただきました。この2年間、本当にありがとうございました。

(福祉部長)

それから、こども政策課の岩浪課長、中央区の窓口サービス課長ということで異動されます。

(こども政策課長)

子ども生活課の岩浪です。私、このたびの人事異動で中央区役所の窓口サービス課に異動することになりました。2年間、短い間でしたが、大変お世話になりました。ありがとうございます。

(福祉部長)

最後に私事でございます。今日初めてお会いする委員の皆さまもいらっしゃったわけですが、4月から政策企画部というところに異動になりました。福祉にたった1年ということで不本意ながらもまた新しい政策企画部で全市の、私、先ほど説明いたしました視座に立ちながら福祉行政、しっかり目配せしたいと思っております。どうもお世話になり、ありがとうございます。

それでは、丸田委員長初め、委員の皆さま方におかれましては大変お世話になりました。引き続き、本市の市行政にお力添えいただきますようお願い申し上げます。閉会のあいさつをさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、新潟市社会福祉審議会を閉会いたします。

(終了)